

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
地方自治法	第9条の5第1項	市町村の区域内にあらたに土地を生じたときの届出の受理	都道府県	都	
地方自治法	第9条の5第2項	届出を受理したときの告示	都道府県	都	
旅券法	第3条第1項	一般旅券の発給に係る申請受理	都道府県	都	
旅券法	第3条第2項	一般旅券の発給申請に係る申請者の身分上の事実の確認、事実の認定	都道府県	都	
旅券法	第3条第3項	一般旅券の発給申請に係る申請者が人違いでないこと等の確認	都道府県	都	
旅券法	第8条第1項	一般旅券の交付	都道府県	都	
旅券法	第8条第3項	やむを得ない理由により申請者の出頭が困難な場合の一般旅券の交付	都道府県	都	
旅券法	第10条第1項	一般旅券の記載事項訂正に係る申請受理	都道府県	都	
旅券法	第10条第4項	記載事項訂正に係る一般旅券の交付	都道府県	都	
旅券法	第12条第1項	一般旅券の査証欄増補に係る申請受理	都道府県	都	
旅券法	第12条第3項	査証欄増補に係る一般旅券の交付	都道府県	都	
旅券法	第17条第1項	一般旅券の紛失又は焼失の届出受理	都道府県	都	
旅券法	第17条第2項	やむを得ない理由により申請者の出頭が困難な場合の一般旅券の紛失又は焼失の届出受理	都道府県	都	
旅券法	第17条第3項	一般旅券の紛失又は焼失の届出に係る届出者が人違いでないこと等の確認	都道府県	都	
旅券法	第19条第5項	返納された一般旅券の受領	都道府県	都	
旅券法	第19条第6項	返納された一般旅券の消印及び還付	都道府県	都	
旅券法施行規則	第3条第1項	申請者が出頭しない場合の一般旅券発給申請の届出受理	都道府県	都	
旅券法施行規則	第3条第2項	申請者が出頭しない場合の一般旅券発給申請の届出について、出頭した者が指定した者であることの確認	都道府県	都	
租税特別措置法	第28条の4第3項第5号イ	優良宅地の認定(個人短期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法	第28条の4第3項第6号	優良住宅の認定(個人短期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法	第31条の2第2項第15号二	優良宅地の認定(個人長期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法	第62条の3第4項第15号二	優良宅地の認定(法人長期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法	第63条第3項第5号イ	優良宅地の認定(法人短期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法	第63条第3項第6号	優良住宅の認定(法人短期譲渡分・宅地面積千平方メートル以上) 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法施行令	第20条の2第13項	中高層の耐火建築物の建築を目的とする事業であることの認定 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法施行令	第25条の4第2項	中高層の耐火建築物の建築を目的とする事業であることの認定 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	
租税特別措置法施行令	第25条の4第16項	中高層の耐火建築物の取得に係る特別な事情があることの認定 【都道府県知事の事務とされた認定事務】	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
文化財保護法	第35条第3項(第83条、第118条、第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。)	重要文化財の管理等に関する指揮監督	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第36条第3項(第83条、第121条第2項(第172条第5項において準用する場合を含む。))及び第172条第5項において準用する場合を含む。)	重要文化財の管理等に関する指揮監督	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第43条第4項(第125条第3項において準用する場合を含む。)	現状変更等の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第46条の2第2項	重要文化財の管理等に関する指揮監督	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第51条第5項(第51条の2(第85条において準用する場合を含む。))及び第85条において準用する場合を含む。)	公開の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第53条第1項	公開の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第53条第3項	公開の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第53条第4項	公開の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第84条第2項において準用する第51条第5項	公開の停止命令に係る通知事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第92条第1項	埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出の受理、指示及び命令	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第92条第2項	埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出の受理、指示及び命令	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第94条第1項	国の機関が行う発掘に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第94条第2項	国の機関が行う発掘に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第94条第3項	国の機関が行う発掘に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第94条第4項	国の機関が行う発掘に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第97条第1項	国の機関等の遺跡の発見に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第97条第2項	国の機関等の遺跡の発見に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第97条第3項	国の機関等の遺跡の発見に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第97条第4項	国の機関等の遺跡の発見に関する通知の受理、通知、協議及び勧告に関する事務	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第129条第2項において準用する第35条第3項	重要文化財の管理等に関する指揮監督	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第188条第1項	書類等の経由	都道府県	都	経由事務
文化財保護法	第188条第3項	書類等の経由	都道府県	都	経由事務
医療法	第4条第1項	地域医療支援病院名称承認	都道府県	都	
医療法	第7条第1項	病院開設許可	都道府県	都	
医療法	第7条第1項	病院開設許可【増床】申請の経由事務	都道府県	都	
医療法	第7条第2項	病院開設許可事項中一部変更許可	都道府県	都	
医療法	第7条第2項	病院開設許可事項中一部変更許可【増床】	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
医療法	第7条第3項	診療所病床設置等許可	都道府県	都	
医療法	第7条第3項	診療所病床設置等許可【増床】	都道府県	都	
医療法	第8条の2第2項	病院休止届	都道府県	都	
医療法	第8条の2第2項	病院再開届	都道府県	都	
医療法	第9条第1項	病院廃止届	都道府県	都	
医療法	第9条第2項	病院開設者死亡届	都道府県	都	
医療法	第9条第2項	病院開設者失そう届	都道府県	都	
医療法	第12条第1項ただし書	病院管理医師設置許可	都道府県	都	
医療法	第12条第2項	病院2ヵ所管理許可	都道府県	都	
医療法	第15条第3項	法15条3項の各種届(エックス線装置等)(病院)	都道府県	都	
医療法	第16条ただし書	病院医師宿直免除許可	都道府県	都	
医療法	第18条ただし書	病院専属薬剤師設置免除許可	都道府県	都	
医療法	第23条の2	施設の人員の増員又は業務の停止命令	都道府県	都	
医療法	第24条第1項	施設の使用制限命令等	都道府県	都	
医療法	第27条	病院構造設備使用許可	都道府県	都	
医療法	第28条	管理者の変更命令	都道府県	都	
医療法	第29条第1項	開設許可の取消等	都道府県	都	
医療法	第30条	弁明の機会の付与	都道府県	都	
医療法	第35条第1項	公的医療機関に対する命令	都道府県	都	
医療法	第35条第2項	公的医療機関に対する指示	都道府県	都	
医療法施行令	第4条第1項	病院開設許可及び開設届出事項中一部変更届	都道府県	都	
医療法施行令	第4条の2第1項	病院開設届	都道府県	都	
医療法施行令	第4条の2第2項	病院管理医師変更届	都道府県	都	
医療法施行規則	第23条	検査の申出の受理	都道府県	都	
医療法施行規則	第51条	療養病床等の転換にかかる経過措置に関する届出の受理	都道府県	都	
クリーニング業法	第6条	免許の申請の受理に関する事務	都道府県	都	經由事務
クリーニング業法	第7条第1項	クリーニング師の試験の受験の申し込み受理に関する事務	都道府県	都	經由事務
クリーニング業法施行令	第1条第2項	免許証の訂正の申請受理	都道府県	都	經由事務
クリーニング業法施行令	第1条第3項	免許証の再交付の申請受理	都道府県	都	經由事務
薬事法	第24条第2項	許可の更新	都道府県	都	薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)附則第8条の規定により引き続き薬種商販売業を営む者に係るものに限る。
薬事法	第38条において準用する第10条	医薬品販売業の休廃止等の届出の受理	都道府県	都	同上

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
薬事法	薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下「改正法」という。)附則第9条の規定により適用される第69条第2項	薬局開設者及び店舗販売業者への立入検査等	都道府県	都	同上
薬事法	第70条第1項	薬局開設者及び店舗販売業者に対する法令違反の医薬品等の廃棄等の命令	都道府県	都	同上
薬事法	第72条第4項	薬局開設者及び店舗販売業者に対する許可基準を満たさないおそれのある不適格な構造設備の改善命令等	都道府県	都	同上
薬事法	第72条の4第1項	法令違反の薬局開設者及び店舗販売業者に対する業務改善命令	都道府県	都	同上
薬事法	第72条の4第2項	許可条件違反の薬局開設者及び店舗販売業者に対する是正命令	都道府県	都	同上
薬事法	改正法附則第9条の規定により適用される第73条	薬局開設者及び店舗販売業者に対する不適切な管理者の変更命令	都道府県	都	同上
薬事法	改正法附則第9条の規定により適用される第75条第1項	薬局開設者及び店舗販売業者に対する業の許可の取消	都道府県	都	同上
薬事法	第76条	薬局開設及び店舗販売業の許可等の更新拒否に係る通知等	都道府県	都	同上
薬事法	第79条第1項	条件及び期限の付加等	都道府県	都	同上
薬事法施行令	第44条	薬局開設及び店舗販売業の許可証の交付	都道府県	都	同上
薬事法施行令	第45条第2項	薬局開設及び店舗販売業の許可証の書換え交付	都道府県	都	同上
薬事法施行令	第46条第2項	薬局開設及び店舗販売業の許可証の再交付	都道府県	都	同上
薬事法施行令	第46条第3項	紛失した薬局開設及び店舗販売業の許可証を発見した際の返納の受理	都道府県	都	同上
薬事法施行令	第47条	薬局開設及び店舗販売業の許可証の返納の受理	都道府県	都	同上
薬事法施行令	第48条	薬局開設及び店舗販売業の許可台帳の備え	都道府県	都	同上
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第12条の2第1項	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録の申請の受理	都道府県	都	經由事務
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	第32条	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録証明書の交付	都道府県	都	經由事務
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	第33条第1項	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録変更等の届出の受理	都道府県	都	經由事務
工業用水法	第3条第1項	工業用水の採取の許可	都道府県	都	
工業用水法	第4条第1項	工業用水の採取の許可の申請の受理	都道府県	都	
工業用水法	第7条第1項	工業用水採取井戸の変更の許可	都道府県	都	
工業用水法	第9条	工業用水採取者の氏名等の変更の届出の受理	都道府県	都	
工業用水法	第10条第3項	工業用水採取許可の承継の届出の受理	都道府県	都	
工業用水法	第11条	許可井戸廃止届の受理	都道府県	都	
工業用水法	第13条	工業用水採取の許可の取消し	都道府県	都	
工業用水法	第14条	工業用水採取許可者に対する緊急措置	都道府県	都	
工業用水法	第22条第1項	土地の立入許可	都道府県	都	
工業用水法	第22条第2項	土地の立入の事前通知	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
工業用水法	第22条第6項	土地の立入による損失補償	都道府県	都	
工業用水法	第24条	工業用水採取許可井戸の状況報告の徴収	都道府県	都	
工業用水法	第25条第1項	工業用水採取許可井戸への立入検査	都道府県	都	
工業用水法	第26条第1項	聴聞の特例	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の9第1項	個人施行者の施行する第一種市街地再開発事業の施行の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の15第1項(第7条の16第2項及び第7条の20第2項において準用する場合を含む。)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の16第1項	規準又は規約及び事業計画の変更の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の17第4項	施行者の変動に係る認可	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の17第7項	施行者の変動に係る届出の受理	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の17第8項	認可及び受理に係る公告	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の19第1項	審査委員の承認	都道府県	都	
都市再開発法	第7条の20第1項	事業についての終了の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第11条第1項	第一種市街地再開発事業に係る市街地再開発組合の設立の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第11条第2項	第一種市街地再開発事業に係る市街地再開発組合の設立の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第11条第3項	設立された組合(事業計画決定前に設立した組合)に係る事業計画の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第16条第1項(第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。)	認可申請に係る事業計画の縦覧	都道府県	都	
都市再開発法	第16条第2項(第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。)	縦覧に供した事業計画に係る意見書の受理	都道府県	都	
都市再開発法	第16条第3項(第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。)	意見書に係る修正命令又は採択しない旨の通知	都道府県	都	
都市再開発法	第16条第5項(第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項において準用する場合を含む。)	命令に伴う修正の申告の受理及びこれに伴う手続の実施	都道府県	都	
都市再開発法	第19条第1項(第38条第2項において準用する場合を含む。)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	都道府県	都	
都市再開発法	第19条第2項(第38条第2項において準用する場合を含む。)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	都道府県	都	
都市再開発法	第27条第4項第3号	組合の財産状況等について法令・定款に違反している等の事項がある場合の報告の受理	都道府県	都	
都市再開発法	第27条第8項	組合から提出される事業報告書等の受理	都道府県	都	
都市再開発法	第28条第1項	組合の理事長の氏名等の届出の受理	都道府県	都	
都市再開発法	第28条第2項	届出に伴う公告	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
都市再開発法	第38条第1項	組合の定款又は事業計画若しくは事業方針の変更の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第45条第4項	組合の解散の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第45条第6項	組合の設立認可の取消し又は解散認可の公告	都道府県	都	
都市再開発法	第48条の2第3項	組合の解散及び清算を監督する裁判所の要請による意見の陳述及び調査	都道府県	都	
都市再開発法	第48条の2第4項	組合の解散及び清算を監督する裁判所への意見の申述	都道府県	都	
都市再開発法	第49条	市街地再開発組合の清算に係る決算報告の承認	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の2第1項	再開発会社による市街地再開発事業の施行の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の8第1項(第50条の9第2項、第50条の12第2項及び第50条の15第2項において準用する場合を含む。)	認可に係る公告及び関係図書の国土交通大臣への送付	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の9第1項	規準又は事業計画の変更の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の12第1項	再開発会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の14第1項	審査委員の承認	都道府県	都	
都市再開発法	第50条の15第1項	事業の終了の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第72条第1項(第72条第4項において準用する場合を含む。)	権利変換計画の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第99条の3第3項(第99条の8第5項及び第118条の28第2項において準用する場合を含む。)	特定建築者の決定に係る承認	都道府県	都	
都市再開発法	第112条	第一種市街地再開発事業に係る事業代行開始の決定	都道府県	都	
都市再開発法	第113条(第118条の30第2項において準用する場合を含む。)	決定に係る公告	都道府県	都	
都市再開発法	第114条(第118条の30第2項において準用する場合を含む。)	決定に係る事業の代行	都道府県	都	
都市再開発法	第117条第1項(第118条の30第2項において準用する場合を含む。)	事業代行の終了の公告	都道府県	都	
都市再開発法	第118条の6第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)	管理処分計画の認可	都道府県	都	
都市再開発法	第118条の28(法第99条の3第3項を準用)	特定建築者の決定に係る承認	都道府県	都	
都市再開発法	第118条の30第1項	第二種市街地再開発事業に係る再開発会社の事業の代行の開始の決定	都道府県	都	
都市再開発法	第124条第3項	市街地再開発事業の施行の促進を図るために必要な措置の命令	都道府県	都	
都市再開発法	第124条の2第1項	第一種市街地再開発事業の個人施行者に対する検査、必要な措置の命令	都道府県	都	
都市再開発法	第124条の2第2項	個人施行者に対する第一種市街地再開発事業の施行の認可の取消し	都道府県	都	
都市再開発法	第124条の2第3項	取消しに伴う公告	都道府県	都	
都市再開発法	第125条第1項	組合の施行する第一種市街地再開発事業に対する監督上必要な検査	都道府県	都	
都市再開発法	第125条第2項	組合の施行する第一種市街地再開発事業に対する組合員の請求に基づく検査	都道府県	都	
都市再開発法	第125条第3項	検査に基づく組合に対する処分の取消し等必要な措置の命令	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
都市再開発法	第125条第4項	組合の設立の認可の取消し	都道府県	都	
都市再開発法	第125条第5項	組合の総会等の招集	都道府県	都	
都市再開発法	第125条第6項	組合の理事等の解任の投票の実施	都道府県	都	
都市再開発法	第125条第7項	市街地再開発組合の総会等の議決等の取消し	都道府県	都	
都市再開発法	第125条の2第1項	再開発会社の施行する市街地再開発事業に対する監督上必要な検査	都道府県	都	
都市再開発法	第125条の2第2項	再開発会社の施行する市街地再開発事業に対する権利者の請求に基づく検査	都道府県	都	
都市再開発法	第125条の2第3項	検査に基づく再開発会社に対する処分 の取消し等必要な措置の命令	都道府県	都	
都市再開発法	第125条の2第4項	再開発会社に対する市街地再開発事業の 施行の認可の取消し	都道府県	都	
都市再開発法	第125条の2第5項	認可の取消しに伴う公告	都道府県	都	
都市再開発法	第128条第1項	組合等による処分に係る審査請求について の裁決	都道府県	都	
都市再開発法	第133条第1項	施設建築物等の管理規約の認可	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第4条の2第3項(第22 条の3において準用す る場合を含む。)	個人施行者に対する審査委員の解任の承認	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第2項	都市再開発法第125条第6項の規定による 組合の理事等の解任の投票に係る解任投票 所の決定等	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条 第4項を準用)	投票に係る権限を証する書面の受理	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条 第6項を準用)	投票に係る投票用紙の交付	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条 第8項を準用)	投票に係る職員の指名及び投票の拒否	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条 第9項を準用)	投票に係る投票拒否の場合の意見の聴取	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条 第10項を準用)	投票に係る点検及び有効投票数の計算	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第13条 第11項を準用)	投票に係る効力の決定	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第14条 第1項を準用)	投票に係る結果の公告	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第15条 第1項を準用)	投票に係る解任投票録の作成等	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第15条 第2項を準用)	投票に係る解任投票録の保存	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第16条 第1項を準用)	投票及びその結果の効力に係る異議の申出 の受理	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第16条 第2項を準用)	異議に対する決定等	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第16条 第3項を準用)	異議に対する投票の無効の決定	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第18条第3項(第16条 第4項を準用)	異議に対する投票の無効の決定	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第49条	施設建築物等の管理規約に対する意見書 の要旨の受理	都道府県	都	
都市再開発法施行令	第52条第2項	固定資産税の軽減の対象となる耐火建築物 の認定	都道府県	都	
都市再開発法施行規則	第39条第2項	市街地再開発事業の施行等の認可に伴う公 告をしたときの揭示	都道府県	都	
都市再開発法施行規則	第39条第3項	市街地再開発事業の事業計画の変更等の 認可に伴う公告をしたときの揭示	都道府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促進 に関する法律	第47条第1項(都市再 開発法を準用)	防災街区計画整備組合が法第45条第1項第 1号及び2号に掲げる事業を第一種市街地 再開発事業として行うときの許認可関連事務	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第122条第1項	防災街区整備事業の施行の認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第128条第1項(第129条 第2項・第132条第2項 において準用する場合 を含む。)	施行認可の公告及び国土交通大臣に対す る図書の送付	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第129条第1項	規準・規約、事業計画の変更の認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第130条	規約の認可及び変動届出の受理に係る公 告(都市再開発法第7条の17第8項を準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第130条	事業の個人施行者に変動を生じたときの届 出の受理(都市再開発法第7条の17第7項を 準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第130条	認可及び届出の受理に係る公告(都市再開 発法第7条の17第7項を準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第131条第1項	事業に係る審査委員の承認	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第132条第1項	事業の終了の認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第136条第1項	防災街区整備事業組合の設立の認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第136条第2項	防災街区整備事業組合の設立の認可(事業 計画決定前)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第136条第3項	事業計画の認可(136条2項の事業組合の場 合)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第140条第3項(第157 条第2項・第169条・第 172条第2項において準 用する場合を含む。)	意見書に基づく事業計画の修正命令又は意 見不採択の通知	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第140条第4項(第157 条第2項・第169条・第 172条第2項において準 用する場合を含む。)	修正命令を受けて事業計画を修正したとき の申告の受理及びこれに伴う縦覧等の事務	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第140条第6項(第157 条第2項・第169条・第 172条第2項において準 用する場合を含む。)	設立認可に伴う公告及び国土交通大臣に対 する図書の送付	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第143条第1項(第157 条第2項において準用 する場合を含む。)	設立認可に伴う公告及び国土交通大臣に対 する図書の送付(136条2項の事業組合の場 合)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第143条第2項(第157 条第2項において準用 する場合を含む。)	認可に伴う公告及び国土交通大臣に対する 図書の送付	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第148条第3項	事業組合の財産状況等について法令・定款 に違反している等の事項がある場合の報告 の受理(都市再開発法第27条第4項第3号を 準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第148条第3項	事業組合から提出される事業報告書等の受 理(都市再開発法第27条第8項を準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第148条第3項	事業組合の理事長の氏名等の届出の受理 (都市再開発法第28条第1項を準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第148条第3項	届出に伴う公告(都市再開発法第28条第2項 を準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第157条第1項	事業組合の定款又は事業計画若しくは事業 基本方針の変更の認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第163条第4項	事業組合の解散の認可	都道 府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第163条第6項	事業組合の設立認可の取消し又は解散認 可の公告	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第164条	組合の解散及び清算を監督する裁判所の要 請による意見の陳述及び調査(都市再開発 法第48条の2第3項を準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第164条	事業組合の解散及び清算を監督する裁判所 への意見の申述(都市再開発法48条の2第4 項を準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第164条	事業組合の清算に係る決算報告の承認(都 市再開発法第49条を準用)	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第165条第1項	事業会社による防災街区整備事業の施行の 認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第171条第1項(第172 条第2項・第175条第2 項・第178条第2項にお いて準用する場合を含む。)	施行認可に係る公告及び国土交通大臣に対 する圖書の送付	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第172条第1項	規準又は事業計画の変更の認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第175条第1項	事業会社の合併若しくは分割又は事業の譲 渡及び譲受の認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第177条第1項	審査委員の選任に係る承認	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第178条第1項	事業の終了の認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第204条第1項	権利変換計画の決定に係る認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第204条第4項	権利変換計画の変更に係る認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第236条第3項(第241 条第5項において準用 する場合を含む。)	特定建築者の決定に係る承認	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第258条第1項	事業の継続が困難な場合の事業代行開始 の決定	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第258条第2項	事業代行開始の決定に係る公告	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第259条	決定に係る事業の代行	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第261条第1項	事業代行の終了の公告	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第268条第3項	事業の施行の促進を図るために必要な措置 の命令	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第269条第1項	個人施行者の施行する事業に対する検査及 び必要な措置(処分取消し等)の命令	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第269条第2項	個人施行者に対する事業の施行の認可の 取消し	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第269条第3項	認可の取消しに伴う公告	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第270条第1項	事業組合の施行する事業に対する監督上必 要な検査	都道 府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第270条第2項	事業組合の施行する事業に対する組合員の 請求に基づく検査	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第270条第3項	事業組合に対する必要な措置(処分の取消 し等)の命令	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第270条第4項	事業組合の設立の認可の取消し	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第270条第5項	組合員の申出に基づく事業組合の総会等の 招集	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第270条第6項	組合員の申出に基づく事業組合の理事等の 解任に係る投票の実施	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第270条第7項	組合員の請求に基づく事業組合の総会等の 議決等の取消し	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第271条第1項	事業会社の施行する事業に対する監督上必 要な検査	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第271条第2項	事業会社の施行する事業に対する権利者の 請求に基づく検査	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第271条第3項	事業会社に対する必要な措置(処分の取消 し等)の命令	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第271条第4項	事業会社に対する事業の施行の認可の取 消し	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第271条第5項	認可の取消しに伴う公告	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第277条第1項	防災施設建築物等の管理規約の認可	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律	第306条第1項	事業組合等がした処分等についての審査請 求の受理及び裁決	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第26条第3項(第30条 において準用する場合 を含む。)	個人施行者及び事業会社に対する審査委 員の解任に係る承認	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第2項を 準用)	法第270条第6項の規定による事業組合の 理事等の解任の投票に係る解任投票所等 の決定及び公告	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第13条第4項を準 用)を準用)	投票に係る権限を証する書面の提出の受理	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第13条第6項を準 用)を準用)	投票用紙の交付	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第13条第8項を準 用)を準用)	投票に係る職員の指名及び投票の拒否	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第13条第9項を準 用)を準用)	投票を拒否する場合の立会人の意見の聴取	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第13条第10項を 準用)を準用)	投票の点検及び有効投票数の計算	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第13条第11項を 準用)を準用)	投票の効力の決定	都道 府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第14条第1項を準 用)を準用)	投票の結果の公告	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第15条第1項を準 用)を準用)	解任投票録の作成、投票の次第の記載及び 解任投票録への署名	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第15条第2項を準 用)を準用)	投票に係る解任投票録の保存	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第16条第1項を準 用)を準用)	投票及びその結果の効力に係る異議の申出 の受理	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第16条第2項を準 用)を準用)	異議の申出に対する決定等	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 令	第49条(都市再開発法 施行令第18条第3項 (同令第16条第3項・第 4項を準用)を準用)	異議の申出があった場合の投票の無効の決 定	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 規則	第121条第2項	事業の施行に係る認可に伴う公告をしたとき の掲示	都道 府県	都	
密集市街地における 防災街区の整備の促 進に関する法律施行 規則	第121条第3項	事業計画の変更等の認可に伴う公告をした ときの掲示	都道 府県	都	
土地区画整理法	第86条第1項	土地区画整理事業の換地計画の認可(独立 行政法人都市再生機構・公社施行に係る事 務に限る)	都道 府県	都	
土地区画整理法	第97条第1項	換地計画の変更の認可(独立行政法人都市 再生機構・公社施行に係る事務に限る)	都道 府県	都	
土地区画整理法	第103条第3項	換地処分の届出の受理(独立行政法人都市 再生機構・公社施行に係る事務に限る)	都道 府県	都	
土地区画整理法	第103条第4項	換地処分に係る公告(独立行政法人都市 再生機構施行に係る事務に限る)	都道 府県	都	
温泉法	第3条第1項	土地掘削許可申請受理	都道 府県	都	經由事務
温泉法	第6条第1項	承認の申請の受理	都道 府県	都	經由事務
温泉法	第7条第1項	承認の申請の受理	都道 府県	都	經由事務
温泉法	第7条の2第1項	土地掘削変更許可申請受理	都道 府県	都	經由事務
温泉法	第11条第1項	温泉増掘・動力装置許可申請受理	都道 府県	都	經由事務
温泉法	第14条の2第1項	温泉採取許可申請の受理	都道 府県	都	經由事務
温泉法	第14条の3第1項	温泉採取許可合併(分割)承認申請受理	都道 府県	都	經由事務
温泉法	第14条の4第1項	温泉採取許可相続承認申請受理	都道 府県	都	經由事務
温泉法	第14条の5第1項	可燃性天然ガス濃度確認申請受理	都道 府県	都	經由事務
温泉法	第14条の7第1項	温泉採取施設等変更許可申請受理	都道 府県	都	經由事務
鳥獣の保護及び狩猟 の適正化に関する法 律	第9条第1項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許 可	都道 府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟 の適正化に関する法 律	第9条第5項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許 可に関する条件の付加	都道 府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第9条第7項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可証の交付	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第9条第8項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等従事者証の交付	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第9条第9項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等許可証又は従事者証の再交付	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第9条第11項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等許可証又は従事者証の返納の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第9条第13項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等結果報告の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第10条第1項	許可に係る措置命令等	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第10条第2項	許可の取消し	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第19条第1項	鳥獣の飼養登録	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第19条第3項	鳥獣の飼養登録票の交付	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第19条第5項	鳥獣の飼養登録有効期間の更新	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第19条第6項	鳥獣の飼養登録票の再交付	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第20条第3項	届出の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第21条第1項	登録票等の返納等	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第22条第1項	登録を受けた者に対する措置命令等	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第22条第2項	登録の取消し	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第75条第1項	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の報告の徴収	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第75条第3項	立入検査	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	第7条第11項	捕獲等又は採取等の許可証に関する届出の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	第7条第12項	捕獲等又は採取等の許可証に関する届出の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	第7条第13項	捕獲等又は採取等の許可証に関する届出の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	第7条第14項	捕獲等又は採取等の許可証に関する届出の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	第20条第5項	所在地等の変更及び亡失の届出の受理	都道府県	都	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	第20条第6項	所在地等の変更及び亡失の届出の受理	都道府県	都	

法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 及び管理の改善の促 進に関する法律	第5条第3項	第一種指定化学物質の排出量等の届出の 経由及び意見の付与	都道 府県	都	
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 及び管理の改善の促 進に関する法律	第6条第3項	対応化学物質分類名による届出に係る大臣 からの通知の受理	都道 府県	都	
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 及び管理の改善の促 進に関する法律	第7条第2項	対応化学物質分類名への変更を認めないこ とに係る大臣からの通知の受理	都道 府県	都	
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 及び管理の改善の促 進に関する法律	第7条第3項	対応化学物質分類名への変更を認めること に係る第一種指定化学物質の名称の大臣 からの通知の受理	都道 府県	都	
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 及び管理の改善の促 進に関する法律	第7条第5項	対応化学物質分類名への変更の届出に係 る大臣への説明要求	都道 府県	都	
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 及び管理の改善の促 進に関する法律	第8条第2項	第一種指定化学物質の排出量等の届出に 係る記録事項の通知の受理	都道 府県	都	
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 及び管理の改善の促 進に関する法律	第8条第4項	第一種指定化学物質の排出量等の届出に 係る記録事項の集計結果の通知の受理	都道 府県	都	
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 及び管理の改善の促 進に関する法律	第8条第5項	大臣から通知のあった第一種指定化学物質 の排出量等の届出に係る記録事項の集計 及び公表	都道 府県	都	
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 及び管理の改善の促 進に関する法律	第13条	国が行う調査に関する資料の提供の要求又 は意見の陳述	都道 府県	都	

